

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則及び大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第18号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則及び大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和36年大和市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

8	教育支援アドバイザー	1回につき	23,000
---	------------	-------	--------

(大和市職員の分限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(令和2年大和市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中第79号を第81号とし、第66号から第78号までを2号ずつ繰り下げ、第65号の次に次の2号を加える。

66	特別支援教育心理カウンセラー	時間額	2,656
67	学校支援員	時間額	2,490

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。